

行財政改革待ったなし！ ～持続可能な茅野市であるために～

Vol.7 茅野市運動公園プールの営業終了について

Vol.8 施設使用料の見直しについて その2

Vol.7 茅野市運動公園プールの営業終了について

「行財政改革プラン2023」に掲げた項目の一つに、「プールの廃止」があります。
「茅野市公共施設再編計画」（令和3年2月策定）のなかでも「廃止を含めて検討」としていましたが、今夏の営業をもって営業の終了を予定しており、今後閉鎖に向けた諸手続きを進めていきます。



現状と閉鎖に至った理由

茅野市運動公園のプールは昭和52年に建設され、46年が経過しており、老朽化が顕著となっています。プール躯体の塗装工事や機械設備の更新などの大規模改修を行うには、概算で1億円以上の費用が必要となる見込みです。また、プールに関する指定管理者（運営委託者）の近年の経営状況は、人件費と電気料等の維持管理費に約1,300万円を要しています。対する利用料収入は約500万円となっており、不足となる約800万円については市が指定管理委託料として補填している状況です。



老朽化に伴う利用者の安全確保と利用者数も低迷しているなかでの市の財政状況を考えると、茅野市運動公園プールを維持していくことは困難であるため、今夏の営業をもって閉鎖することとしました。

なお、今夏の営業日程については「広報ちの」7月号にてご案内します。

問 スポーツ健康課 ☎72-8399（直通）／ E-mail sports@city.chino.lg.jp

Vol.8 施設使用料の見直しについて その2

広報ちの4月号の13ページでお知らせしました「行財政改革待ったなし！～持続可能な茅野市であるために～ Vol.6 施設使用料の見直しについて」で、茅野市に公共施設の使用料や入館料を見直し、令和7年4月から新しい使用料に改定する予定である旨をお知らせしました。今回は、その中の「使用料の減免（減額・免除）の基本的な考え方」をお知らせします。

施設使用料の減免（減額・免除）の基本的な考え方

● 使用料の減額

使用料の減額は、2分の1以内を原則とします。

● 使用料の免除

使用料の免除は、次に掲げるもの以外は原則行わないこととします。

- ・ 官公庁が主催する事業その他これらに類する公共性の高い事業
- ・ 諏訪地域の市町村で連携して行っている小中学校に対する入館料の免除

問 財政課 行革推進係 ☎72-2101（内線168）／ E-mail zaisei@city.chino.lg.jp